



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	令和6年第2回定例市会で議決された令和6年度神戸市各会計補正予算	行財政局財務課	1
告示	神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等	行財政局総務課	15
告示	個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人の指定(学校法人 神戸ドイツ学院)	行財政局税務部市民税企画課	16
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	17
告示	生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	18
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	19
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	20
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	21
告示	生活保護法等による指定施術者の事業の廃止	福祉局くらし支援課	22
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	23
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	25
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局東部建設事務所	28
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	31
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(県道明石神戸宝塚線)	建設局道路管理課	33
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道神戸六甲線)	建設局道路管理課	34
公告	都市公園の拡張(木見東緑地)	建設局公園部管理課	35
公告	都市公園の拡張(ひよどりごえ森林公園)	建設局公園部管理課	36
公告	都市公園の設置(今草辻公園)	建設局公園部管理課	37
公告	都市公園の設置(山の街公園)	建設局公園部管理課	38
公告	都市公園名称の錯誤修正(鬼ヶ坂小公園)	建設局公園部管理課	39
公告	都市公園名称の錯誤修正(運南北公園)	建設局公園部管理課	40
農業委員会	農用地利用集積計画の決定	農業委員会事務局	41
訂正	令和5年6月20日付神戸市公報第3813号中	建設局道路管理課	50
訂正	令和5年10月24日付神戸市公報第3831号中	建設局道路管理課	51
訂正	令和6年12月3日付神戸市公報第3888号中	建設局道路管理課	52

神戸市告示第505号

令和6年第2回定例市会で令和6年12月4日議決された令和6年度神戸市各会計補正予算は、次のとおりである。

令和7年1月28日

神戸市長 久 元 喜 造

令和6年度神戸市一般会計補正予算

令和6年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,402,750千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ915,844,530千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 分担金及負担金		905,438	6,000	911,438
	1 負担金	905,178	6,000	911,178
18 国庫支出金		190,831,634	1,057,350	191,888,984
	1 負担金	158,610,143	1,057,350	159,667,493
19 県支出金		52,928,672	20,400	52,949,072
	2 補助金	8,878,155	20,400	8,898,555
25 市 債		74,980,000	2,319,000	77,299,000
	1 市 債	74,980,000	2,319,000	77,299,000
歳 入 合 計		912,441,780	3,402,750	915,844,530

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		63,392,640	234,021	63,626,661
	1 総務費	44,478,050	234,021	44,712,071
6 環境費		23,116,311	20,000	23,136,311
	2 環境保全費	392,047	20,000	412,047
8 農政費		4,559,532	60,386	4,619,918
	4 農林土木費	451,946	60,386	512,332
9 土木費		40,331,773	2,986,900	43,318,673
	2 道路橋梁費	2,501,144	10,000	2,511,144
	3 道路橋梁整備費	17,280,634	2,061,900	19,342,534
	5 公園緑地整備費	3,750,724	101,000	3,851,724
	6 河川砂防費	2,064,793	814,000	2,878,793
13 教育費		138,015,698	409,750	138,425,448
	13 学校建設費	16,270,068	409,750	16,679,818
16 予備費		996,943	△308,307	688,636
	1 予備費	996,943	△308,307	688,636
歳 出 合 計		912,441,780	3,402,750	915,844,530

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務費	海外移住と文化の交流センター改修	132,387
	4 財産管理費	営繕	68,500
4 民生費	7 民生施設整備費	老人福祉施設整備	275,808
		民生施設整備	109,452
7 商工費	1 商工振興費	ものづくり工場改修	4,232
9 土木費	2 道路橋梁費	街灯補修	10,000
	3 道路橋梁整備費	道路調査	24,000
		道路改良	1,790,200
		道路補修	273,300
		橋梁整備	1,364,000
		交通安全施設整備	125,900
	4 公園緑地費	公園管理	4,000
	5 公園緑地整備費	公園整備	986,969
		森林整備	5,000
	6 河川砂防費	治山砂防	994,520
7 海岸保全費	海岸保全施設整備	150,000	
8 港湾防災費	神戸港高潮対策緊急事業	1,860,000	
10 都市計画費	1 都市計画総務費	都市再生推進	4,585,444
		公共交通体系整備	500,910
	2 都市改造事業費	都市改造事業促進	20,000
		3 再開発事業費	再開発事業促進
	組合等再開発		932,373
4 街路事業費	街路立体交差	669,153	
	街路築造	539,004	
11 住宅費	1 住宅総務費	住環境整備	125,710
		建築指導	12,000
13 教育費	14 教育施設整備費	総合教育センター改修	74,351

第 3 表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
指定管理（灘区民ホール）	—	—	令和6～11年度	275,000
指定管理（垂水図書館）	—	—	令和6～11年度	779,000
認知症神戸モデル事故救済制度	—	—	令和6～9年度	170,000
指定管理（こうべ市民福祉交流センター）	—	—	令和6～11年度	1,172,000
指定管理（市民福祉スポーツセンター）	—	—	令和6～11年度	317,000
指定管理（渦森台児童館ほか）	—	—	令和6～11年度	8,735,000
指定管理（旗塚児童館）	—	—	令和6～7年度	42,000
指定管理（すずらんだい児童館）	—	—	令和6～8年度	176,000
動物園事業	—	—	令和6～7年度	260,000
道路改良	—	—	令和6～8年度	635,000
指定管理（神戸総合運動公園）	—	—	令和6～11年度	2,465,000
通学手段確保対策	—	—	令和6～7年度	10,000
旧平野小学校解体	令和6～7年度	134,000	令和6～7年度	197,000
春日野小学校改築工事	—	—	令和6～9年度	1,832,000

第4表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路整備事業	10,775,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	11,758,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
公園整備事業	2,166,000				2,196,000			
河川砂防整備事業	1,412,000				2,226,000			
学校教育施設整備事業	8,934,000				9,241,000			
危機管理対策事業	76,000				144,000			
文化施設等整備事業	4,478,000				4,595,000			

令和6年度神戸市駐車場事業費補正予算

令和6年度神戸市駐車場事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 駐車場事業費	1 運営費	駐車場設備整備	44,000

令和6年度神戸市市街地再開発事業費補正予算

令和6年度神戸市市街地再開発事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 市街地再開発費 事業	1 市街地再開発費 事業	新長田駅南地区復興市街地再開発	18,191
2 市街地再開発管理費 事業	1 市街地再開発管理費 事業	再開発管理事業	128,496

令和6年度神戸市営住宅事業費補正予算

令和6年度神戸市営住宅事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 市営住宅建設費	1 市営住宅建設費	市営住宅建設	2,574,053
2 市営住宅管理費	1 市営住宅管理費	市営住宅管理	1,076,788

令和6年度神戸市空港整備事業費補正予算

令和6年度神戸市空港整備事業費補正予算は、次に定めるところによる。  
(債務負担行為)

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる  
事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第 1 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 管 理 ( 神 戸 空 港 )	令 和 6 ~ 11 年 度	7,776,000

令和6年度神戸市港湾事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和6年度神戸市港湾事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第2条 令和6年度神戸市港湾事業会計予算第5条中、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
指定管理（神戸海洋博物館）	令和6～11年度	530,000千円

神戸市告示第506号

神戸市公印規則（昭和 52 年 3 月規則第 111 号）第 8 条第 1 項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 1 月 28 日

神戸市長 久 元 喜 造

文 書 名	使 用 公 印			印影等の 寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書 体	
神戸市子育てリフレッシュステイ 事前登録承認通知書	市長の印	2	隸書	方30

神戸市告示第507号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年1月28日

神戸市長 久元喜造

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20240002	令和7年1月14日 (令和6年12月1日以後 に支出された寄附金)	学校法人 神戸ドイツ学院 理事長 ホイゼラー・ラース 神戸市東灘区向洋町中三丁目2番8号

# 令和7年1月28日 神戸市公報第3895号

神戸市告示第508号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年1月28日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
かきぎしあわせクリニック	神戸市中央区下山手通7丁目10番13号	令和6年12月1日
神戸ファミリークリニック	神戸市中央区新港町17番4号	令和6年12月1日
訪問看護ステーション つむぐ	神戸市兵庫区雪御所町1番3号	令和6年6月3日
六甲わかば訪問看護ステーション	神戸市灘区土山町5番地1	令和6年12月1日
訪問看護ステーション こはる	神戸市北区鹿の子台北町4丁目22番11号	令和6年12月26日
Les 芦屋デンタルクリニック	神戸市東灘区本庄町2丁目8番36号	令和7年1月1日
神港園妙法寺クリニック	神戸市須磨区妙法寺字ぬめり石1番地4	令和7年1月1日
キリン堂薬局 垂水星が丘店	神戸市垂水区星が丘1丁目4番37号	令和7年1月1日

# 令和7年1月28日 神戸市公報第3895号

神戸市告示第509号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年1月28日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	変更年月日
(新) さくら薬局 神戸つつじが丘店	神戸市垂水区つつじが丘4丁目5番4号	令和6年12月1日
(旧) 赤羽薬局つつじが丘店		

# 令和7年1月28日 神戸市公報第3895号

神戸市告示第510号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年1月28日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	廃止年月日
河畑歯科医院	神戸市中央区多聞通3丁目2番16号	令和6年9月30日
キリン堂薬局 神戸北五葉店	神戸市北区北五葉1丁目13番	令和6年10月31日
かきぎしあわせクリニック	神戸市灘区中原通2丁目1番18号	令和6年11月30日
神戸ファミリークリニック	神戸市中央区新港町17番4号	令和6年11月30日
訪問看護ステーション つむぐ	神戸市兵庫区大同町2丁目5番12号	令和6年6月2日

令和7年1月28日 神戸市公報第3895号

神戸市告示第511号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年1月28日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
ヘルパーステーションあお空	(新)神戸市中央区筒井町3丁目1番2号  (旧)神戸市中央区熊内橋通6丁目1番8号	合同会社 g i r a s o l	神戸市中央区筒井町3丁目1番2号	令和5年8月4日	訪問介護 介護 予防訪問介護 訪問型サービス (独自) その他 他の生活支援サービス (その他 /定率)

神戸市告示第512号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年1月28日

神戸市長 久元喜造

1. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
竹歳 伸史（株式会社エヌプラスケアなる鍼灸治療院）	竹歳 伸史	兵庫県三田市南が丘1丁目38番7号	令和6年12月19日
安富 羽衣（株式会社エヌプラスケアなる鍼灸治療院）	安富 羽衣	兵庫県三田市南が丘1丁目38番7号	令和6年12月19日

2. あん摩・マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
佐野 博之（オーロラ治療院神戸中央店）	佐野 博之	神戸市長田区野田町5丁目2番5号	令和6年12月1日

神戸市告示第513号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年1月28日

神戸市長 久 元 喜 造

1. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
山本 鋭治（有限会社甲柔館 甲南柔道整復院）	山本 鋭治	神戸市東灘区甲南町3丁目3番26号	令和2年6月1日
森 潤一（有限会社甲柔館 甲南柔道整復院）	森 潤一	神戸市東灘区甲南町3丁目3番26号	令和2年6月1日

神戸市告示第514号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月28日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 0台	令和6年12月4日	神戸市須磨区妙 法寺字ヌメリ石 1番地の1 建設局西部建設 事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 1台	令和6年12月5日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 15台 原動機付自転車 0台		
須磨区西落合 6丁目1番 名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和6年12月10日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和6年12月11日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 19台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 0台	令和6年12月12日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 16台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台	令和6年12月17日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和6年12月18日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 1台		
須磨区須磨浦 通2丁目2番 須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和6年12月19日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 19台 原動機付自転車 0台	令和6年12月24日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 14台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 22台 原動機付自転車 0台	令和6年12月25日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 26台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第515号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月28日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間  
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間  
三宮保管所及び湊町保管所  
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで  
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 28台 原動機付自転車 0台	令和6年12月2日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
		三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	令和6年12月4日	
		春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域		
	中央区長期放置	自転車 26台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 35台 原動機付自転車 0台	令和6年12月9日	
		元町駅周辺 自転車等放置禁止区域		
	中央区長期放置	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和6年12月10日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 0台	令和6年12月12日	
		元町駅周辺 自転車等放置禁止区域		
	駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和6年12月13日	
	中央区長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和6年12月14日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 24台 原動機付自転車 0台	令和6年12月16日	
		元町駅周辺 自転車等放置禁止区域		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 28台 原動機付自転車 0台	令和6年12月18日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	令和6年12月20日	
		春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域		
	中央区長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	令和6年12月21日	
		元町駅周辺 自転車等放置禁止区域		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 1台	令和6年12月26日	

兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 22台 原動機付自転車 0台	令和6年12月3日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和6年12月5日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和6年12月6日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 10台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和6年12月10日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和6年12月11日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 10台 原動機付自転車 0台	令和6年12月14日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和6年12月17日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台	令和6年12月19日
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	
	和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 20台 原動機付自転車 0台	令和6年12月20日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	令和6年12月23日
兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 1台		
兵庫区長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
		令和6年12月26日	

神戸市告示第516号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月28日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2. 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	六甲道駅周辺	自転車 45 台	令和6年12月2日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 2 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R 住吉駅周辺	自転車 4 台	令和6年12月4日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	摂津本山駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	甲南山手駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	深江駅周辺	自転車 3 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1 台		
青木駅周辺	自転車 3 台			
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台			
魚崎駅周辺	自転車 2 台			
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台			
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘駅周辺	自転車 1 台	令和6年12月6日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	大石駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	王子公園駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	新在家駅周辺	自転車 1 台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台			
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲道駅周辺	自転車 7 台	令和6年12月9日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 4 台		
	六甲駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	深江駅周辺	自転車 4 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	青木駅周辺	自転車 3 台	令和6年12月9日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	J R 住吉駅周辺	自転車 5 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	摂津本山駅周辺	自転車 3 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	岡本駅周辺	自転車 1 台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台			
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	新在家駅周辺	自転車 2 台	令和6年12月10日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	六甲道駅周辺	自転車 5 台		

別表

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	六甲駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	阪神御影駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	阪急御影駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R住吉駅周辺	自転車	3台	令和6年12月13日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摂津本山駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	岡本駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	甲南山手駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	深江駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車	1台	令和6年12月16日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	灘駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	大石駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摩耶駅周辺	自転車	5台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	王子公園駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	新在家駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	六甲道駅周辺	自転車	10台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	六甲駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘区管内	自転車	17台	令和6年12月19日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	1台	
	阪神御影駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	阪急御影駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	灘区管内	自転車	18台	令和6年12月20日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	J R住吉駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摂津本山駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	岡本駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	

神戸市告示第517号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月28日

神戸市長 久 元 喜 造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 1台	令和6年12月2日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和6年12月6日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和6年12月11日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和6年12月16日	
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和6年12月19日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和6年12月24日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年1月29日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年2月11日まで一般の縦覧に供する。

令和7年1月28日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
県道	明石神戸宝塚線	神戸市灘区六甲山町東山ノ内西谷1035 - 89地先から 神戸市灘区六甲山町南六甲1034 - 301地先まで	新	491.20	最大 14.70 最小 10.50
			旧	491.20	最大 8.70 最小 7.00

神戸市告示第519号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年1月29日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年2月11日まで一般の縦覧に供する。

令和7年1月28日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	神戸六甲線	神戸市灘区鶴甲3丁目5番7地先から	新	17.10	最大 13.20 最小 7.80
		神戸市灘区鶴甲3丁目5番7地先まで	旧	17.10	最大 10.20 最小 7.80

神戸市公告

都市公園を拡張するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年1月28日

神戸市長 久元喜造

1 拡張する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
木見東緑地	西区見津が丘6丁目20番、 7丁目7番及び5丁目6番3	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	拡張

(2)供用開始の年月日

令和7年1月28日

神戸市公告

都市公園を拡張するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年1月28日

神戸市長 久元喜造

1 拡張する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
ひよどりごえ 森林公園	長田区雲雀ヶ丘1丁目 39番2	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおりに	拡張

(2)供用開始の年月日

令和7年1月28日

神戸市公告

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年1月28日

神戸市長 久元喜造

1 設置する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
今草辻公園	北区山の街15番	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	新 設

(2)供用開始の年月日

令和7年1月28日

神戸市公告

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年1月28日

神戸市長 久元喜造

1 設置する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
山の街公園	北区山の街16番	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	新 設

(2)供用開始の年月日

令和7年1月28日

神戸市公告

都市公園の名称を変更するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年1月28日

神戸市長 久 元 喜 造

1 名称を変更する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
鬼ヶ坂小公園	玉津町高津橋	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	錯 誤

(2)供用開始の年月日

令和7年1月28日

神戸市公告

都市公園の名称を変更するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年1月28日

神戸市長 久 元 喜 造

1 名称を変更する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
運南北公園	和田宮通3丁目	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	錯 誤

(2)供用開始の年月日

令和7年1月28日

神戸市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和7年1月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

令和7年1月28日 神戸市公報第3895号

(1) 一般

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目 認定面積㎡	開始年月日 終了年月日	貸借料 物			
神戸市中央区山本通3丁目7-2 株式会社 葡萄建築 代表取締役 宮本 健司	神戸市北区大沢町 辻井 稔	北区大沢町上大沢字榎谷 2509	畑 7,915	本公告日 令和8年12月31日	142,470円/1筆	貸貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の住所へ持参する。
神戸市中央区山本通3丁目7-2 株式会社 葡萄建築 代表取締役 宮本 健司	神戸市北区大沢町 池上 龍夫	北区大沢町上大沢字榎谷 2533	畑 4,296	本公告日 令和8年12月31日	36,946円/1筆	貸貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の住所へ持参する。
神戸市北区道場町 小坂 正巳	神戸市兵庫区上沢通 新谷 和	北区道場町生野字水久野上 609 北区道場町生野字水久野上 616	田 276 田 911	本公告日 令和11年12月31日	玄米16kg/1筆 玄米38kg/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の住所へ持参する。
神戸市北区長尾町上津字北向3867-2 株式会社 こうべファーム 代表取締役 奥町 年一	神戸市北区長尾町 石井 静夫	北区長尾町上津字下大道 5358 北区長尾町上津字下大道 5364 北区長尾町上津字三谷垣内 5519 北区長尾町上津字馬渡り 5634	田 1,351 田 1,456 田 1,477 田 1,329	本公告日 令和11年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区長尾町上津字北向3867-2 株式会社 こうべファーム 代表取締役 奥町 年一	神戸市北区長尾町 今西 保彰	北区長尾町上津字下流田 5807	田 3,782	本公告日 令和11年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区日の峰 中坂 吉宏	神戸市北区山田町 楯 幸行	北区山田町東下字上氷谷 18-1 北区山田町坂本字氷谷 492 北区山田町東下字上氷谷 20 北区山田町東下字上氷谷 33	田 1,470 田 1,777 田 1,090 田 1,378	本公告日 令和16年12月31日	18,109円/1筆 21,891円/1筆	貸貸借権設定 使用貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の指定する預金口座へ振 り込む。
神戸市北区道場町 塚本 厚	神戸市北区道場町 塚本 敬子	北区道場町塩田字城谷 1185	田 1,545	本公告日 令和16年12月31日	23,100円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の住所へ持参する。
神戸市北区大沢町 石田 篤	神戸市北区大沢町 坂上 浩一	北区大沢町日西原字上田栗谷 2651	田 836	本公告日 令和16年12月31日	10,300円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の住所へ持参する。

令和7年1月28日 神戸市公報第3895号

神戸市北区大沢町 石井 保行	神戸市北区大沢町 坂上 浩一	北区大沢町日西原字中田栗谷 2655	田 2,159	本公告日 令和16年12月31日	26,600円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
西宮市山口町 白萩 芳之	神戸市北区藤原台南町 前田 利治	北区八多町深谷字西長尾 1908	田 1,970	本公告日 令和16年12月31日	21,670円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区淡河町 大前 真一	神戸市北区淡河町 植田 稔	北区淡河町野瀬字新生岡 2935	田 1,069	本公告日 令和16年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区淡河町 石川 佳成	神戸市北区淡河町 山本 積善	北区淡河町野瀬字ヒヨ 3150-1 北区淡河町野瀬字ヒヨ 3150-2	田 1,637 田 1,637	本公告日 令和16年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市兵庫区下祇園町 萩野 悟	神戸市北区淡河町 黒澤 知恵子	北区淡河町東畑字芝床 476 北区淡河町東畑字芝床 480 北区淡河町東畑字芝床 486 北区淡河町東畑字芝床 487 北区淡河町東畑字芝床 488-1	田 241 田 323 田 337 畑 145 田 139	本公告日 令和16年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用 水田として利用 水田として利用 普通畑として利用 水田として利用	
明石市小久保 五島 隆久	神戸市西区榎谷町 平山 春千代	西区榎谷町谷口字古井 716-1	田 1,032	令和7年4月1日 令和8年3月31日	10,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和7年12月20日までに借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区玉津町 橋本 晋也	神戸市西区玉津町 今井 はつゑ 神戸市中央区神若通 今井 健史	西区玉津町今津字才蓮 278-1	田 1,107	令和7年4月1日 令和8年3月31日	玄米60kg／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和7年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
明石市大久保町 寺岡 真利	神戸市西区平野町 笹川 佐登司	西区平野町堅田字土井 41 西区平野町堅田字土井 42-1	田 379 田 612	令和7年4月1日 令和8年3月31日	3,790円／1筆 6,120円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和7年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
明石市大久保町 寺岡 真利	神戸市西区平野町 政井 章	西区平野町堅田字土井 42-2 西区平野町堅田字畑ヶ田 87 西区平野町堅田字栗町 159-1	田 1,115 田 2,869 田 3,177	令和7年4月1日 令和8年3月31日	11,150円／1筆 28,690円／1筆 31,770円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和7年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。

令和7年1月28日 神戸市公報第3895号

明石市大久保町 寺岡 真利	神戸市西区平野町 政井 保宏	西区平野町堅田字土井 59	田 3,041	令和7年4月1日 令和8年3月31日	30,410円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和7年12月20日までに 借賃の全額を甲の住所へ 持参する。
明石市大久保町 寺岡 真利	神戸市西区平野町 政井 美由紀	西区平野町堅田字栗町 154	田 1,828	令和7年4月1日 令和8年3月31日	18,280円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和7年12月20日までに 借賃の全額を甲の住所へ 持参する。
明石市大久保町 寺岡 真利	明石市材木町 笹川 義彦	西区平野町堅田字栗町 162	田 1,609	令和7年4月1日 令和8年3月31日	16,090円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和7年12月20日までに 借賃の全額を甲の住所へ 持参する。
明石市大久保町 寺岡 真利	神戸市西区平野町 笹川 八重子	西区平野町堅田字中井 256 西区平野町堅田字中井 257	田 3,123 田 3,228	令和7年4月1日 令和8年3月31日	31,230円／1筆 32,280円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和7年12月20日までに 借賃の全額を甲の住所へ 持参する。
明石市大久保町 阪口 智	神戸市灘区篠原伯母野山町 大西 敬司	西区神出町古神字長出 373	畑 1,056	令和7年4月1日 令和9年3月31日	14,000円／1筆	貸貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
明石市大久保町 寺岡 真利	明石市大久保町 山口 正也	西区平野町中津字堂ノ上 2895 西区平野町中津字堂ノ上 2913	畑 1,984 田 637	令和7年4月1日 令和10年3月31日	23,200円／1筆 7,400円／1筆	貸貸借権設定	普通畑として利用 水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区福吉台 柳 亜希子	神奈川県川崎市宮前区潮見台 松原 稔 神戸市西区岩岡町 大芝 由賀里	西区岩岡町古郷字前山 2733-1 西区岩岡町古郷字西場 2980 西区岩岡町古郷字西場 3069-1 西区岩岡町古郷字西場 3062	田 2,016 田 2,223 田 911の内890.4 田 1418	令和7年4月1日 令和10年3月31日	20,160円／1筆 22,230円／1筆 8,904円／1筆	貸貸借権設定 使用貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の指定する預金口座へ 振り込む。
神戸市西区福吉台 柳 亜希子	神奈川県川崎市宮前区潮見台 松原 稔	西区岩岡町古郷字西場 3052	田 1,472	令和7年4月1日 令和10年3月31日	14,720円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の指定する預金口座へ 振り込む。
神戸市西区伊川谷町 國吉 典行	神戸市西区伊川谷町 松井 清	西区伊川谷町小寺字吉末 127	田 3,003	本公告日 令和11年3月31日	玄米180.18kg／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区伊川谷町 谷井 敏朗	明石市硯町 栲本 雄造	西区伊川谷町上鵜字中川 389	田 1,180	令和7年4月1日 令和12年3月31日	6,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。

令和7年1月28日 神戸市公報第3895号

神戸市垂水区西舞子 柳澤 壽利	神戸市西区竹の台 木下 松彦 神戸市西区靴台 石野 英子	西区榎谷町栃木字堂ノ前 265-2	畑 1,421	令和7年4月1日 令和12年3月31日	30,000円／1筆	貸貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 山崎 高志	神戸市西区押部谷町 石垣 重信	西区押部谷町和田字向井 21 西区押部谷町和田字向井 22 西区押部谷町和田字下古野 679-1	田 1,886 田 1,106 田 473	令和7年4月1日 令和12年3月31日	玄米90kg／1筆 玄米90kg／1筆	貸貸借権設定 使用貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市垂水区西舞子 安福 広成	神戸市西区神出町 香月 誠	西区神出町小東野字廣澤 53-98	畑 1,335	本公告日 令和11年3月31日	10,000円／1筆	貸貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区岩岡町 安福 要	神戸市西区岩岡町 高田 明美	西区岩岡町岩岡字西嶋 274-1 西区岩岡町岩岡字坂ノ下 828-1	田 2,183 田 2,050	本公告日 令和11年3月31日	20,730円／1筆 19,400円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区岩岡町 藤井 幸雄	神戸市西区岩岡町 宮本 弘文 明石市魚住町 宮本 吉一	西区岩岡町古郷字廣谷 2411 西区岩岡町古郷字廣谷 2412	田 1,970 田 2,188	令和7年4月1日 令和12年3月31日	18,715円／1筆 20,786円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
明石市西新町 山口 祐基	神戸市西区岩岡町 青木 政信	西区岩岡町野中字尾崎 602	田 2,340	本公告日 令和12年3月31日	116,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区榎谷町 加藤 誠身	神戸市西区榎谷町 石井 まゆみ 神戸市須磨区北落合 西脇 初美	西区榎谷町菅野字野手 1227-1 西区榎谷町菅野字野手 1227-2	田 1,935 田 348	令和7年4月1日 令和17年3月31日	13,700円／1筆 2,500円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区平野町 谷 昌治	神戸市西区平野町 政井 雅樹	西区平野町堅田字畑ヶ田 100 西区平野町堅田字金屋下 202	田 1,200 田 3,132	本公告日 令和16年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

令和7年1月28日 神戸市公報第3895号

神戸市西区平野町 津村 富彦	神戸市西区平野町 藤原 敏彦	西区平野町黒田字上河原 115-2	田 749	本公告日 令和16年3月31日	5,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
明石市大道町 足立 和子	神戸市西区平野町 中野 隆嗣	西区平野町中津字門出 2510	田 1,406	本公告日 令和16年3月31日	60,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区神出町 竹中 敏勝	神戸市西区竹の台 竹中 勝彦 神戸市西区神出町 竹中 孝子	西区神出町古神字竹ノ下 109-1 西区神出町古神字石原 237 西区神出町古神字前田 601 西区神出町古神字浄念 624-1 西区神出町古神字浄念 626 西区神出町古神字浄念 627 西区神出町古神字辻道 738 西区神出町古神字辻道 739 西区神出町古神字大山口 774-1	田 1,139 田 2,490 田 2,153 田 1,449 田 2,083 田 2,087 畑 1,482 田 1,700 田 1,726	令和7年4月1日 令和17年3月31日	11,390円／1筆 24,900円／1筆 21,530円／1筆 14,490円／1筆 20,830円／1筆 20,870円／1筆 14,820円／1筆 17,000円／1筆 17,260円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 普通畑として利用 水田として利用 水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
兵庫県加古郡稲美町 花原 暁	神戸市垂水区塩屋町 島田 勤	西区岩岡町古郷字白古瀬 2892-1	田一部宅地 768の内43	令和7年4月1日 令和17年3月31日		使用貸借権設定	農業用施設用地として利用	
神戸市西区神出町 中村 豪	神戸市西区神出町 近藤 裕美	西区神出町宝勢字辻堂西 2545	田 2,063	本公告日 令和21年3月31日	20,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。

令和7年1月28日 神戸市公報第3895号

(2) 中間管理事業

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目 認定面積 ㎡	開始年月日 終了年月日	貸借料 物			
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区道場町 米田 穰爾	北区道場町日下部字中溝 191-1	田 331	令和7年4月1日 令和17年3月31日	2,950円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の 指定する方法で支払 う。
		北区道場町日下部字中溝 191-2	田 195					
神戸市北区西山 藤崎 智佳	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の 指定する方法で支払 う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区平野町 戸田 美和	西区平野町大畑字コフガタ 202	田 2,970	令和7年4月1日 令和17年3月31日	44,253円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の 指定する方法で支払 う。
	神戸市兵庫区須佐野通 阿部 紗裕理	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘						
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 山中 茂	西区神出町北字芝垣内 71	田 1,922	令和7年4月1日 令和17年3月31日	9,610円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の 指定する方法で支払 う。
		西区神出町北字鍛冶前 260	田 2,173					
神戸市西区神出町北465-3 神出ファーム ビレッジ内 農事組合法人神出北宮農組合 代表理事 西馬 伸彦	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	西区神出町北字大北 825	田 1,391		6,955円/1筆			毎年度11月中旬に甲の 指定する方法で支払 う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区神出町 泉 利男	西区神出町北字細庵 114-1	田 1,382	令和7年4月1日 令和17年3月31日	5,000円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の 指定する方法で支払 う。
	神戸市西区神出町北465-3 神出ファーム ビレッジ内 農事組合法人神出北宮農組合 代表理事 西馬 伸彦	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘						

令和7年1月28日 神戸市公報第3895号

神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 石谷 裕	西区神出町北字宮西 577-3 西区神出町北字北狐谷 1000-29	田 2,124 田 595	令和7年4月1日 令和17年3月31日	4,000円/1筆 1,000円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の 指定する方法で支払 う。
神戸市西区神出町北465-3 神出ファーム ビレッジ内 農事組合法人神出北宮農組合 代表理事 西馬 伸彦	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の 指定する方法で支払 う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市垂水区塩屋町 島田 勤	西区岩岡町古郷字白古瀬 2892-1 西区岩岡町古郷字白古瀬 2892-2 西区岩岡町古郷字白古瀬 2893	田 768の内725 田 122 田 1,884	令和7年4月1日 令和17年3月31日	31,000円/1筆 5,000円/1筆 84,000円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の 指定する方法で支払 う。
兵庫県加古郡稲美町 花原 暁	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の 指定する方法で支払 う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区今寺 今田 学志	西区伊川谷町長坂字合助 12	田 1,740の内1,717.5	令和7年1月31日 令和17年3月31日	20,000円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の 指定する方法で支払 う。
神戸市須磨区桜木町 加門 健	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の 指定する方法で支払 う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区平野町 松井 信博	西区平野町慶明字久保田 363	田 2,288の内1,100	令和7年1月31日 令和17年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区水谷 稲垣 将幸	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							

令和7年1月28日 神戸市公報第3895号

(3) 解除条件付

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	貸借料 作			
			認定面積㎡					
神戸市北区鳴子 藤原 直久	神戸市北区大沢町 上木 一	北区大沢町日西原字稲小屋 2895	田 1,165の内582.5	本公告日 令和9年12月31日	5,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年に係る借賃の 全額を甲の住所へ持 参する。
神戸市灘区岩屋北町 阿曾 剛志	神戸市北区大沢町 上木 一	北区大沢町日西原字稲小屋 2895	田 1,165の内582.5	本公告日 令和16年12月31日	5,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年に係る借賃の 全額を甲の住所へ持 参する。
神戸市北区鹿の子台北町 山田 健太	神戸市北区八多町 下浦 正士	北区八多町附物字法仙坊 767-2	田 2,612の内450	本公告日 令和16年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
芦屋市緑町 三木 志帆	神戸市西区榎谷町 藤井 敏秀	西区榎谷町福谷字口縁谷 226	畑 727の内120	本公告日 令和9年3月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市垂水区小東山 粟田 敦子	神戸市西区伊川谷町 渋谷 立子	西区伊川谷町小寺字上ノカイチ 369	田 1,333の内600	本公告日 令和16年3月31日	12,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。

令和5年6月20日付け告示第208号について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

令和7年1月28日

誤

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	本山村合併 109号線	神戸市東灘区本山北町6丁目262番6地先から 神戸市東灘区288番1の地先まで	新	26.30	最大 5.00 最小 5.00
			旧	26.30	最大 4.10 最小 4.00

正

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	本山村合併 109号線	神戸市東灘区本山北町6丁目262番6の地先から 神戸市東灘区本山北町6丁目288番1の地先まで	新	26.30	最大 5.00 最小 5.00
			旧	26.30	最大 4.10 最小 4.00

令和5年10月24日付け告示第414号について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

令和7年1月28日

誤

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	御影山手 22 号線	神戸市東灘区御影山手 4 丁目 182 番 22 地先から 神戸市東灘区 4 丁目 182 番 143 地先 まで	148.80	最大 6.00 最小 6.00
市道	御影山手 23 号線	神戸市東灘区御影山手 4 丁目 182 番 135 地先から 神戸市東灘区 4 丁目 182 番 136 地先 まで	12.50	最大 4.00 最小 4.00

正

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	御影山手 22 号線	神戸市東灘区御影山手 4 丁目 182 番 22 地先から 神戸市東灘区御影山手 4 丁目 182 番 143 地先まで	148.80	最大 6.00 最小 6.00
市道	御影山手 23 号線	神戸市東灘区御影山手 4 丁目 182 番 135 地先から 神戸市東灘区御影山手 4 丁目 182 番 136 地先まで	12.50	最大 4.00 最小 4.00

令和6年12月3日付け告示第435号について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

令和7年1月28日

誤

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	上筒井石屋川線	神戸市灘区前町4丁目489番1地先から 神戸市灘区神前町3丁目444番3地先まで	新	145.00	最大 27.00 最小 27.00
			旧	145.00	最大 22.40 最小 21.70

正

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	上筒井石屋川線	神戸市灘区神前町4丁目489番1地先から 神戸市灘区神前町3丁目444番3地先まで	新	145.00	最大 27.00 最小 27.00
			旧	145.00	最大 22.40 最小 21.70